

# 瑞穂町一般廃棄物処理基本計画—概要版—

ごみ処理基本計画／生活排水処理計画／災害廃棄物処理計画

## 1 計画策定の目的

瑞穂町（以下、「本町」といいます。）は、西多摩衛生組合及び組合構成市（青梅市、福生市、羽村市）と共に一般廃棄物に関する基本的事項を定めた「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画」を、平成29年3月に改定（以下、「前計画」といいます。）しました。本町においては、循環型社会の形成推進に向けたごみ処理施策の展開と体制の構築や、本町の憩いの場である残堀川や不老川をはじめとした中小河川の水質環境保全に取り組んできました。

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」を踏まえ、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」が策定されています。

東京都においても、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成28年3月）」の改定、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update&Report（令和3年3月）」を策定し、食品ロス削減、プラスチック対策に向けた取組が進められています。

廃棄物を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、燃やせるごみの共同処理を行っている西多摩衛生組合及び組合構成市町が統一的な課題の認識と広域かつ効率的な廃棄物処理の施策を推進していくため、平成29年3月の改定から5年が経過する令和3年度に見直しを行います。

## 2 計画の位置付け

「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示すものです。

また、都道府県は、廃棄物処理法第5条の5の規定により災害廃棄物処理計画を策定することとされており、区市町村等においても、都道府県と相互に整合が図られた災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

## 3 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間として定めます。なお、計画はおおむね5年ごとに改定するものとし、社会経済情勢の大きな変化や国、東京都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に変動があった場合には見直しを行うものとします。

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
内容・計画期間															
	← 計画期間 →														
					▲ 中間 目標 年度						▲ 中間 目標 年度				▲ 計画 目標 年度

## 4 ごみ処理の課題

### 【発生及び排出抑制・資源化に関する課題】

○燃やせるごみに紙類や容器包装プラスチック等の資源物が含まれていることから、分別の徹底による減量化・資源化を促進する必要があります。

○事業者（多量排出事業者）に対して、立入調査や情報提供を行うなど、指導を強化して事業系一般廃棄物の減量化・資源化を促進する必要があります。

### 【収集・運搬に関する課題】

○戸別収集を基本として、集合住宅では集積所での収集を行っていますが、収集できない未分別等のごみについては、収集業者等による指導に加え、広報紙等による適正な分別排出を継続的に呼びかける必要があります。

### 【中間処理に関する課題】

○みずほりサイクルプラザについては、稼働後 18 年経過していることから、毎年の計画的修繕と予防保全など適切な維持管理に加えて、一定年数ごとの基幹的整備を実施していく必要があります。

○西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）の第 1 期基幹的設備改良工事が令和元年度に完了しました。今後も、安定的な処理を継続するために、第 2 期基幹的設備改良工事を検討していく必要があります。

### 【最終処分に関する課題】

○平成 18 年度以降、燃やせるごみの焼却残渣をエコセメント原料として利用することにより劇的に最終処分量は減少し、平成 28 年度からは従来埋立処分していた破碎選別不燃物の全量資源化により埋立処分量はゼロとなっており、今後も取組を継続する必要があります。

## 5 発生及び排出抑制・資源化施策

### ＜施策ケースの設定＞

西多摩衛生組合環境センターのごみ質分析と多摩地域ごみ実態調査（平成 28 年度～令和元年度統計）のごみ組成分析結果の比較等から、以下の 4 ケースについてケースごとの数値目標等を設定し、施策を実施した場合の将来ごみ量を推計します。

ケースNo.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース1	分別の徹底による紙類の資源化の向上	家庭系燃やせるごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑がみ類を 31.86g/人・日増加
ケース2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上	家庭系燃やせるごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを 57.48g/人・日増加
ケース3	生ごみの水切りによる家庭系燃やせるごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やせるごみを対象に 5.66g/人・日の減量効果
ケース4	事業系燃やせるごみの排出抑制	事業系燃やせるごみの排出抑制を行うことにより、令和 18 年度に令和 2 年度の実績 2,197t を目標とし、217t の減量効果

### ＜推計結果＞

本計画では、より一層のごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化を目指して全ケースを採用します。

項目	単位	実績値		推計値		
		令和 2 年度	令和 8 年度	令和 13 年度	令和 18 年度	
総排出量	現況推移	t/年	11,374	11,499	11,688	11,779
	施策ケース（全ケース）			11,451	11,567	11,494
総資源化率	現況推移	%	31.6	30.9	30.8	30.7
	施策ケース（全ケース）			33.9	36.4	39.3

## 6 ごみ処理基本計画

### 基本理念

「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」

### 基本方針

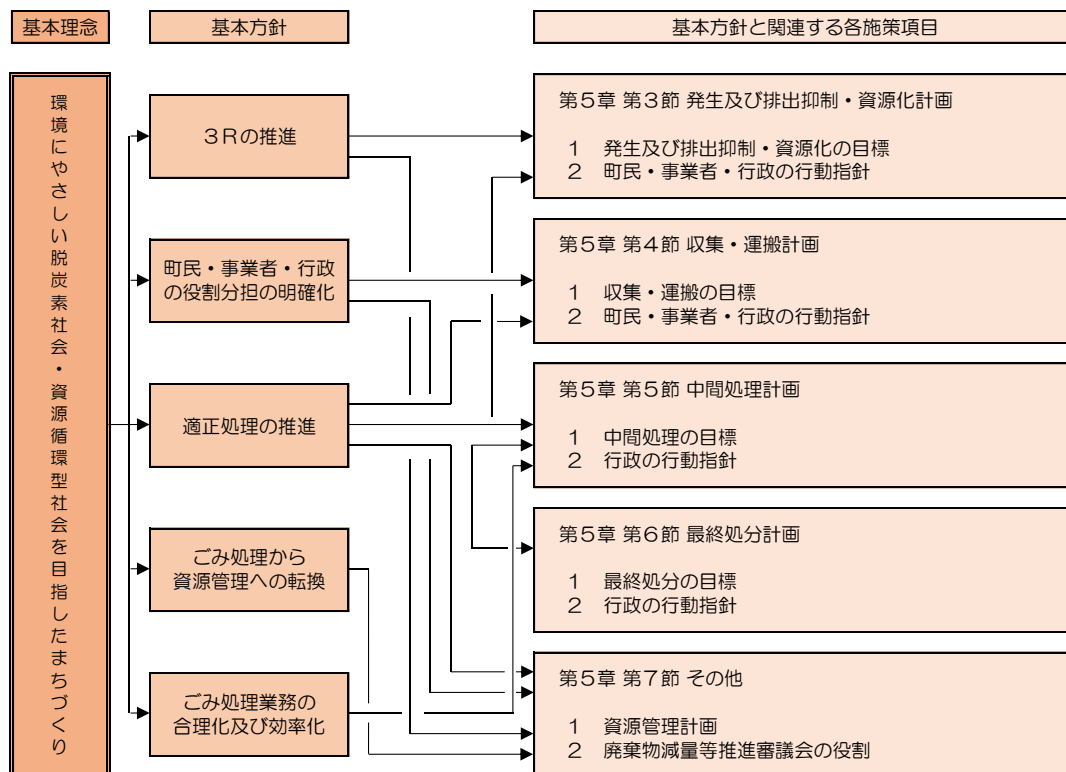
- (1) 3Rの推進
- (2) 町民・事業者・行政の役割分担の明確化
- (3) 適正処理の推進
- (4) ごみ処理から資源管理への転換
- (5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

### 減量化・資源化目標

◇計画目標年度の令和18年度の総排出量は、  
令和2年度と同程度を目指すものとし、  
1人1日当たりのごみ総排出量は、950gを目指すものとし、  
総資源化率は39.3%を目指します。

### < 施策の基本フレーム >

基本理念、基本方針に沿った、各施策の基本フレームは以下のとおりです。



## <基本方針と関連する各施策の目標>

基本方針と関連する各施策項目の目標は以下のとおりです。

計 画	目 標
発生及び排出抑制・資源化計画	(1) 脱炭素社会、資源循環型社会に沿ったライフスタイルへの移行 (2) 発生及び排出抑制の推進 (3) 資源物回収率の増加 (4) 地域の3R運動の活性化
収集・運搬計画	(1) 効率的な収集・運搬方法の構築 (2) 組合構成市町の収集対象品目及び収集方法の統一 (3) 収集車両に低公害車の導入の推進
中間処理計画	(1) 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場 (2) 焼却に伴う環境負荷の低減及び脱炭素社会の推進 (3) 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理及びサーマルリサイクルの推進 (4) 現有焼却施設の長寿命化計画の推進 (5) 広域処理に向けた中間処理施設の統合 (6) 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持 (7) 排出段階、中間処理段階における減量化
最終処分計画	(1) 最終処分場の延命化 (2) 関係自治体との連携による最終処分場の適正な維持管理

## <各施策の行動指針>

各施策の推進においては、前計画の行動指針を継続していくほか、食品ロスやプラスチックごみ削減等の新たな課題にも対応していきます。

## 7 生活排水処理基本計画

### 基 本 方 針

- (1) 公共下水道の水洗化率の向上
- (2) 生活雑排水処理の推進
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

### 生活排水処理の目標

本町から発生する生活排水は、可能な限り公共下水道において処理し、現在の高い汚水処理人口普及率を維持していくものとします。

## <し尿及び浄化槽汚泥の処理計画>

### (1) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の発生量の動向を見極めながら、安定的かつ効率的な収集・運搬体制を構築するとともに、適切な業務遂行について収集運搬業者への指導に努めます。

### (2) 中間処理計画

青梅市し尿処理場の適正かつ安定的な稼働を維持するため、本町及び青梅市、福生市、羽村市とともに、毎年度の計画的な保守・メンテナンス作業や施設の延命化のための維持補修について協議、調整していきます。

# 瑞穂町災害廃棄物処理計画 概要版

## 1 計画策定の目的

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震による災害や、令和元年東日本台風、関東・東北豪雨、九州北部豪雨といった浸水被害等による災害が起きています。大規模な災害時には、平常時に排出される廃棄物に加え、災害に伴い様々な種類の廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）が大量かつ多様に発生します。令和元年東日本台風では、土砂災害や浸水被害等により東京都多摩地域の一部で災害廃棄物が発生し、その処理を実施しています。

本計画は、災害時に有効な対策等が講じられるよう、国の法令や指針、東京都の関連計画等を踏まえて必要に応じて見直しを図り、また、地域の取組と連動し、実効性のあるものに高めていくこととします。

## 2 計画の対象

### <対象とする災害>

本計画は、地震災害、風水害やその他の自然災害を対象とします。

なお、風水害やその他の自然災害に関しては、地震災害に準じることとします。

### <対象とする災害廃棄物>

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられ、本町域内で発生した災害廃棄物については、本町に処理責任が生じます。

本計画で対象とする災害廃棄物の種類と概要は、以下の赤枠内のとおりです。







なお、事業場において発生した廃棄物は、発災後、「廃棄物処理法」第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>被災した住民の排出する生活ごみ※ (通常生活で排出される生活ごみを除く。)</li><li>避難施設で排出される生活ごみ※(避難所ごみ)</li><li>一部損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ)</li><li>被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物</li><li>道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物</li><li>被災施設の仮設トイレからのし尿</li><li>被災した事業場からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物を除く。)</li><li>その他災害に起因する廃棄物</li></ul>
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"><li>通常生活で排出される生活ごみ</li><li>通常家庭のし尿</li></ul>
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く。)</li></ul>
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"><li>廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物</li></ul>

※災害被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）

## 【主な災害廃棄物の種類（参考）】

種類		説明		種類		説明	
災害廃棄物	コンクリート がら	コンクリート破片、コンクリートブロック、アスファルトくず等		災害廃棄物	木くず	柱材、角材、梁材等の廃木材	
	金属くず	鉄骨、鉄筋、金属サッシ、シャッター、アルミ材等			可燃物/ 可燃系混合物	繊維類、紙類、木くず、プラスチック等を多く含む可燃系混合物	
	不燃物/ 不燃系混合物	細かなコンクリート、ガラス、陶磁器等を多く含む不燃系混合物			廃家電	家電リサイクル法対象製品 家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫） 小型家電等 家電4品目以外の小型家電等の廃家電	
	廃自動車	自動車、自動二輪、原付自転車等			危険物及び 有害物	PCB廃棄物、石棉含有廃棄物、消火器、医薬品類、農薬類、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベ等	

出典：環境省、災害廃棄物対策情報サイト廃棄物の種類等を参考に作成

### ＜被害の想定＞

東京都は、平成 24 年度に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」、平成 25 年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表しています。

本計画では、大規模な被害が想定される「多摩直下地震」、「立川断層帯地震」を対象とします。なお、本町の災害廃棄物の発生量は以下のとおり想定しています。

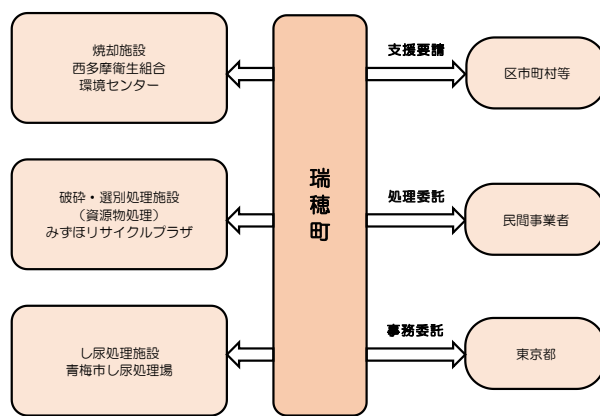
町名	条件			多摩直下地震		立川断層地震	
	季節	風速	時刻	重量 (万 t)	体積 (万 m <sup>3</sup> )	重量 (万 t)	体積 (万 m <sup>3</sup> )
瑞穂町	冬	8m/s	夕 18 時	7	9	24	27

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

## 3 災害廃棄物処理の実施主体

本町が主体となり災害廃棄物の処理を行います。本町域内から発生した災害廃棄物について、平常時と同様の性状の片付けごみのうち、燃やせるごみは西多摩衛生組合環境センター、資源物の他、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみについてはみずほりサイクルプラザ、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

また、被災建築物の解体撤去で発生する建築系廃棄物の性状である災害廃棄物は、民間事業者処理を委託します。なお、西多摩衛生組合環境センター及び本町のみで処理することが困難な場合は、他区市町村及び民間事業者等への協力の要請、さらに地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、東京都への事務委託を行うものとします。



※し尿は、多摩川上流水再生センターへの搬入も想定

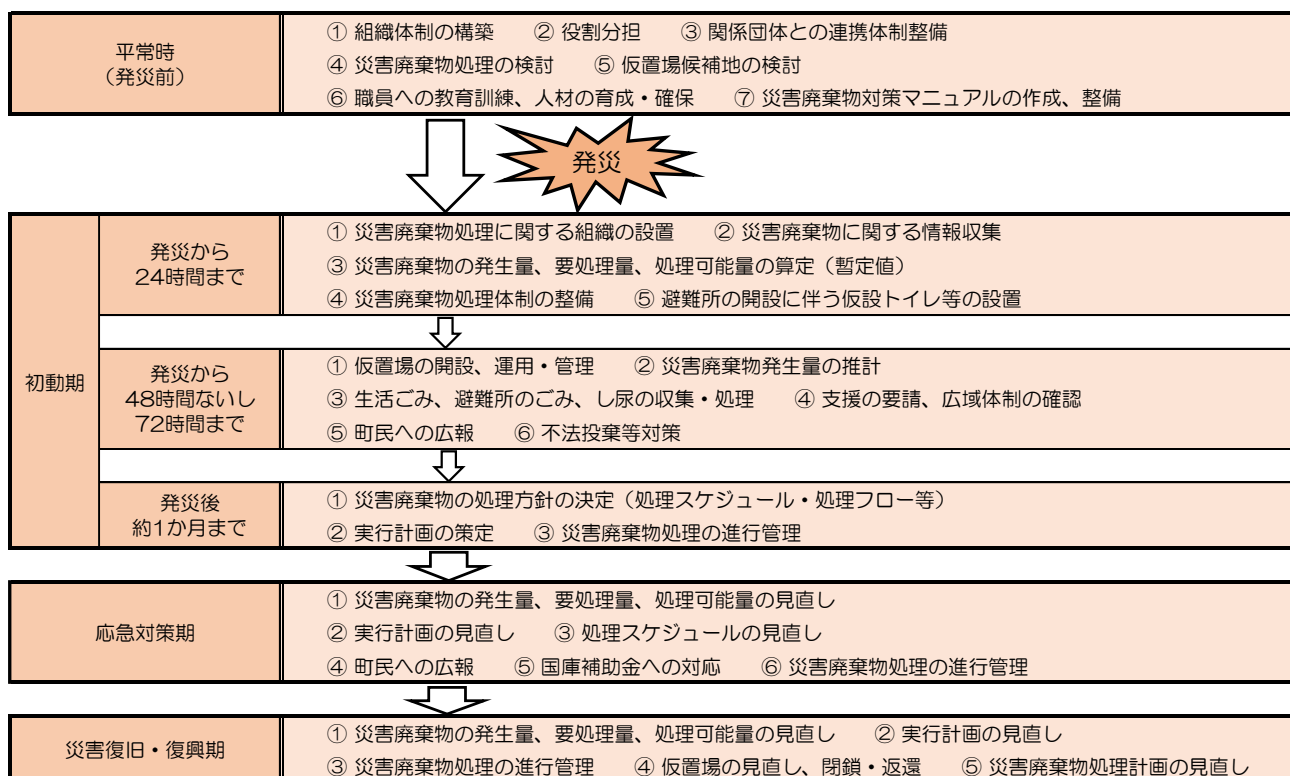
## 4 基本方針

災害廃棄物処理に関する基本方針は以下のとおりです。

①迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
②リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、分別・選別によりリサイクルを推進します。また、再資源化したものは復興資材として有効活用します。
③環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。
⑤安全作業の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底します。
⑥経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。
⑦計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
⑧関係機関・関係団体や町民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他区市町村、一部事務組合、関係機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進します。また、町民や事業者、災害ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

## 5 災害廃棄物処理の進め方

災害廃棄物処理業務の進め方（例）は以下のとおりです。



## 6 災害廃棄物対策

### <組織体制の構築>

災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、瑞穂町災害対策本部条例及び同条例施行規則の定めにより、災害対策本部を設置します。

災害廃棄物処理に関しては、災害対策本部等の決定により、住民部の職員を中心に、関係部署と連携した組織体制を構築します。

### <仮置場の設置・運用・管理>

仮置場は、災害廃棄物の迅速な処理のため、一時的に分別、保管、処理等の集積場所として設置します。本計画で想定している一次仮置場、二次仮置場の定義は以下のとおりとします。

区 分	定 義
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"><li>道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去（解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、主に被災住民が直接搬入するとともに、町委託事業者や解体事業者等が搬入する。（基本的に本町が設置して管理・運営し、最終的には閉鎖（返還））</li><li>可能な限り粗選別を行った上で搬入し、再資源化等を行うことを想定して、選別、処理を行う。</li><li>選別、処理等の状況により、固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合がある。</li></ul>
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"><li>災害廃棄物の処理処分先や再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合、さらに、破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後においても一時的に集積、保管するために設置する場所。</li></ul>

### <災害廃棄物合同処理本部>

災害廃棄物が発生した場合は、必要に応じて西多摩衛生組合や組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部を組織します。その際、組合構成市町で共有する仮置場の設置についても検討を行います。

また、西多摩衛生組合や組合構成市町内の処理施設を最大限活用しても、目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、災害廃棄物合同処理本部において、西多摩衛生組合敷地の二次仮置場内に仮設処理施設の設置についても検討します。さらに、一次仮置場で分別や作業スペースが不十分な場合は、二次仮置場内で中間処理（破砕処理）を行い、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理することも検討します。

### <住民への広報>

住民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、町ホームページ等を活用して適切な方法で周知します。

### <災害廃棄物処理計画の見直し>

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令や指針、東京都の関連計画、本町の関連計画等の見直し状況を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

編集・発行 瑞穂町 住民部 環境課 ごみ対策係  
令和4年3月 発行

〒 190-1292 東京都 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地 電話 042-557-7706（直通）